

尾道市空家等対策計画（案）に対する意見募集の実施結果について

【募集期間】平成28年12月26日（月）～平成29年1月25日（水）

【募集結果】応募者数 1人 意見の件数 4件

【提出方法】持参 1人

いただいたご意見（概要）と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
	<p>私の意見『空家対策条例を制定する』です。</p> <p>空家対策は、所有者にすべての権限と責任がありますが、市当局が所有者に安全対策実施を要請しても行わない場合は、（以下、1～4に続く）</p>	<p>尾道市空家等対策条例案を市議会の今期2月定例会に提案することとしております。</p>
1	<p>身体的に危険が想定される住宅である趣旨の張り紙、危険ゾーンはロープ等で表示する。</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」といいます。）の規定により、特定空家等に対する命令をした場合においては、標識の設置などによりその旨を公示することとなっております。</p> <p>ただし、市としましては、空家等が適切に管理されないことが起因となり、通行人など不特定多数の人への被害が発生する可能性がある場合に、市道など市が管理する場所であれば、初期対応として市が注意喚起の表示を行ってまいります。なお、表示方法は、カラーコーンや掲示など空家等の状況に応じて適宜判断してまいります。</p> <p>なお、国や県が管理する場所であれば、当該管理部署へ状況を報告し、対応をお願いしてまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
2	<p>当面の危険除去対策を市当局が実施し、実費を使用者に請求する。</p> <p>遠隔地に居住する所有者に対しては、居住する自治体を経由して費用を請求する。</p>	<p>空家等が管理不全な状態にあり、道路や公園など不特定多数の方が利用する国や地方公共団体が管理する場所において、危険な状態を緊急的に回避するため、市が最低限度の措置をとることができるよう条例整備等を行ってまいります。</p> <p>また、緊急安全措置にかかった費用は、所有者等が判明している場合は、当該所有者等に請求してまいります。</p> <p>なお、所有者等が遠隔地に居住している場合であっても、費用の請求は本市が直接行うものと考えます。</p>
3	<p>根本的対策</p> <p>① 倒壊の危険性がある住宅を強制代執行により解体</p> <p>② 所有権の放棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の解体 ・解体後の更地の有効活用 	<p>① 倒壊等危険度の高い空家等については、様々な角度から取り組み、特定空家等に該当した場合は、法第14条の規定に基づき指導・助言などの措置を進め、最終的に行政代執行にいたる場合もあると考えております。</p> <p>② 相続放棄などにより空家等の所有者等が確知できない特定空家等につきましては、状況に応じて略式代執行も必要になると考えております。</p> <p>また、解体後の跡地の有効活用ですが、土地の所有者が確知できた場合は、利活用に関する情報提供を行ってまいります。しかしながら、相続放棄等により土地所有者が不存在の場合には、国庫に帰属するため対応は困難と考えます。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
4	<p>対症療法</p> <p>① 空家調査結果を各地区の区長に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険性の度合いに応じてABC分析をする。 ・屋敷が藪のような状態の場合は、市が草木を伐採 <p>② 区からの空家に対する安全対策の依頼を所有者に依頼する。</p>	<p>① 平成27年度において本市全域を対象とした空家等実態調査を実施し、外観目視による老朽度・危険度を判定し、A～Eまでの5段階評価を行いました。</p> <p>また、今後状況に応じて再度詳細調査を行い、危険度の分析も行ってまいりたいと考えております。</p> <p>ご提案の空家調査結果の各地区へのご提供につきましては、情報提供について、所有者等の同意を得た空家等であれば可能であると考えます。</p> <p>なお、敷地内の草木が繁茂している場合、意見No.2で回答いたしましたとおり、市道など不特定多数の方が利用され、危険な状態にあると判断された場合には、最低限度の措置について市の対応を検討してまいります。</p> <p>② 空家等の情報は個人情報であるため、所有者等への安全対策の依頼につきましては、法に基づき市が行ってまいります。なお、空家等の適切な管理を促進するための啓発については、区の皆様にもご協力を賜りたいと考えております。</p>